

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の直前まで勤務していた事業所を退職後、私の夫が学生だったことから、昭和 57 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料の免除の申請を行った。

しかし、申立期間の保険料が未納とされていたので、年金事務所に照会したところ、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までについては保険料の申請免除の記録が見付かり、記録の訂正が行われたものの、残りの 57 年 9 月から同年 12 月までについては保険料の免除の記録は無いとの回答であった。

申立期間について、保険料の申請免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿により、申立期間より前の昭和 56 年 4 月から同年 8 月までの期間は国民年金保険料の申請免除と記録されていることから、申立人は、免除の申請手続などについて認識があったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の直前まで勤務していた事業所を退職後、その夫が学生だったことから、昭和 57 年 9 月から 58 年 3 月までの保険料の免除の申請を行ったと主張しているところ、雇用保険の支給台帳全記録照会により、申立人は、57 年 9 月 13 日に求職者給付の基本手当の受給手続を行っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までは申請免除とされており、当該申請免除期間及び申立期間は同一年度

であり、これらの期間について申立人に聴取したところ、特段の事情の変化が認められないことから判断すると、申立期間についても申請免除の基準に該当していたものとするのが自然である。

加えて、申立人の前述の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までに係る申請免除の記録については、オンライン記録において、当初、未納と記録されていたが、前述の被保険者名簿に免除と記録されていたことより、平成 23 年 3 月 24 日に当該未納との記録が申請免除に訂正されている上、申立人に係る特殊台帳は保管されていないことから、当時の社会保険事務所における申立人の年金記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

九州（熊本）国民年金 事案 2690（熊本国民年金事案 692 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、申立期間について、昭和 35 年 10 月頃に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は毎月集金人を通じて納付していた。しかし、私が 60 歳になる頃に、A 市から申立期間について未納という知らせを受けたので、同市において 5 年分をまとめて納付書により現金で重複して納付した。申立期間の保険料について、重複して納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できないことから、年金記録確認熊本地方第三者委員会（当時。以下「熊本委員会」という。）に対し申立てを行ったが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、前回に申し立てた「昭和 35 年 10 月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料は毎月集金人を通じて納付していた。」との主張は変更しないが、「私が 60 歳になる頃に、A 市から申立期間について未納という通知が送られてきたので、同市において 5 年分をまとめて納付書により現金で重複して納付した。」との主張については、同市において私の妻が妻自身の分の保険料を特例納付した時期かその後 1 年以内くらいに、同市から申立期間について未納という知らせを受けたので、妻又は私自身が同市で申立期間の保険料をまとめて納付書により現金で納付したと変更して申し立てる。

重複して納付した上に、妻と同様に納付したにもかかわらず、妻のみが記録訂正されたことに納得できない。

再調査の上、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金の制度発足時

に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は毎月集金人を通じて納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出補助簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 10 月以降に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持している国民年金手帳の発行日欄には、「昭和 41 年 10 月 20 日」と記載されていることから、申立人が主張するとおり申立期間の保険料を月々納付することはできなかったものと考えられること、ii) 申立人は、60 歳になる頃に、A 市から 36 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料が未納である旨の通知が送られてきたので、同市において 5 年分をまとめて納付書により現金で納付したと主張しているが、第 3 回特例納付が行われた時期と 10 年以上も開きがあり、申立人の主張のとおり納付することは不可能であることなどを理由として、既に熊本委員会の決定に基づき平成 23 年 7 月 21 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立てに対する熊本委員会の決定に対して、新たな資料は無いものの、前回に申し立てた「昭和 35 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は毎月集金人を通じて納付していた。」との主張は変更しないが、「私が 60 歳になる頃に、A 市から申立期間について未納という通知が送られてきたので、同市において 5 年分をまとめて納付書により現金で納付した。」との主張については、同市において申立人の妻が妻自身の分の保険料を特例納付した時期かその後 1 年以内くらいに、同市から申立期間について未納という知らせを受けたので、妻又は申立人自身が同市で申立期間の保険料をまとめて納付書により現金で納付したと変更して申し立てている。

しかしながら、申立人の妻は、申立人の申立期間の保険料を納付した記憶は無いと供述しており、申立人は、申立期間に係る保険料の納付額及び一括納付を行った時期についての記憶が明確でないなど、ほかに熊本委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年3月まで

私は、昭和39年4月21日に、国民年金の集金人から、「1,000円を払わないと年金を満額もらえなくなる。」と言われたので、当該集金人に1,000円を渡したが、領収印がもらえず、代わりに「福祉年金請求書兼領収証書」の裏面に署名された書面をもらった。

この集金人の署名のある書面が、申立期間の国民年金保険料を重複して納付した証拠であるので、重複して納付した保険料に見合う年金額となるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を重複して納付したとして提出した書面には、「領収書 一金 壱千円也 入金 昭和39年4月21日 A」と記載されている。

しかしながら、当該記載には国民年金保険料を領収したとの文言は記載されておらず、どのような費用の領収であったか不明である。

仮に、当該書面が国民年金保険料の領収を示すものであったとしても、記載されている「壱千円」がどの期間の分の保険料を納付したかの記載は無い上、申立期間の保険料の合計額である900円とは異なり、当該書面から申立人が申立期間に係る保険料を重複して納付したと推認することができない。

なお、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿により、当該記載の「昭和39年4月21日」時点で昭和37年1月から39年3月までの期間の保険料が未納とされていたことが確認できるが、その保険料の合計額は4,050円であり、当該記載の「壱千円」と一致しない。

また、当該書面に記載されている「A」について、B市は、「申立人が居

住するC区においては、専任徴収員制度は、この領収日より後の昭和43年2月1日から開始されており、集金嘱託員の名簿が保管されていないため、Aという姓の集金嘱託員は確認できない。また、領収日とされる39年当時は、専任徴収員制度が開始される前であることから、納付組合の集金人である可能性もあるが、納付組合の名簿も現存していないため確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 5 日から 40 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社（現在は、B社）C支店に勤務し、D職として業務を行っていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

在職中は、E市に所在していた社員寮に住んでおり、寮は上司の夫婦が管理していたことを記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店及びその社員寮に関する申立人の記憶並びに申立人が申立期間当時、同社同支店で勤務した時の上司であったとして姓名を挙げた二人が、申立期間当時同社同支店も含めて厚生年金保険を一括して適用されていた同社F部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社C支店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、「当時の資料は残っていないが、D職は実績や一定の要件を満たした後に正社員になり、厚生年金保険に加入させ、併せて固定給が支給されるようになった。」と回答している上、被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる事務職の社員は、「申立期間当時、私が聞いていたところでは、厚生年金保険の加入者はGに勤務する者のみで、D職が同保険に加入させてもらうためには、ある程度の業績日数と実績が必要であった。」と供述している。

また、申立人がD職の同僚として姓名を挙げた二人については、被保険者

名簿に姓名が見当たらないことから、A社F部は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社C支店（申立期間より前の昭和37年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。）及び昭和37年5月1日から39年9月30日までの期間において同社同支店も含めて厚生年金保険を一括適用されていた同社F部に係る被保険者名簿には申立人の姓名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が無い。また、同社F部は同年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、同社での一括適用になっているところ、同社に係る被保険者名簿により、同日で厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中にも申立人の姓名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は、前述の上司二人の姓名を挙げているものの、当該二人は既に死亡しており、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることができない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4828

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 8 月 1 日から 22 年 1 月 14 日まで
② 平成 22 年 9 月 1 日から 23 年 2 月 1 日まで

申立期間①については、勤務していたA社において毎月 27 万円から 28 万円の給与をもらっていたにもかかわらず、標準報酬月額は 15 万円と記録されている。

申立期間②については、B社からの給与支給額と標準報酬月額の記録が相違していることが判明したことから、年金事務所において標準報酬月額の記録を 15 万円から 26 万円に訂正してもらったものの、保険給付に反映されない期間とされている。

両社に勤務していた当時、給与明細書はもらったことが無く、証明するものは何も無いが、調査して、申立期間①及び②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①については、申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得時賃金月額の記録及び金融機関から提供を受けた申立人に係る取引明細表によ

り、申立人がA社から支給されていた給与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、C市から提供された申立人に係る平成19年から22年までの所得・税務回答書における所得控除等の内訳の社会保険料欄に記載されている金額から検証した厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）に見合う保険料が控除されていることが推認できる。

また、申立人及び申立期間①においてオンライン記録により、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、同社は、従業員の報酬月額を基本給のみの金額で社会保険事務所（平成22年1月以降にあっては、年金事務所）に届け出ていたようだと供述しているところ、当該期間当時の標準報酬月額に係る届出の状況について、同社の回答が得られないことから、当該期間の厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②については、オンライン記録によると、当該期間を含む申立人のB社における平成22年9月1日から25年3月1日までの標準報酬月額は、当初15万円と記録されていたところ、同社は、報酬月額の届出に誤りがあるとして管轄年金事務所に訂正の届出を行い、25年3月19日付けで26万円に訂正されている。ただし、申立期間②に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の15万円とされている。

一方、金融機関から提供を受けた申立人に係る取引明細表により、申立人がB社から支給されていた給与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、B社がC市に提出した申立期間②に係る「②③給与支払報告書（個人別明細書）」に記載されている社会保険料等の控除額から厚生年金保険料の控除額を検証すると、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の額を下回っていることが確認できる。

また、B社が管轄年金事務所に提出した申立人に係る「平成22年9月10日分給与台帳」及び前述の取引明細表により、同社が控除した厚生年金保険料の額を検証しても、同社が当初届け出ていた標準報酬月額（15万円）に見合う保険料とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②当時の報酬月額に係る届出の状況について、B社か

ら回答を得られないことから、当該期間の厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除額について確認することができず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 このほか、オンライン記録において、申立人に係る申立期間①及び②の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 7 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
私の年金記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成 21 年 8 月 1 日とされている。
しかし、私が提出した給与支払明細書のとおり、平成 21 年 7 月 21 日からA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出したタイムカードの写し及び申立人が提出した給与支払明細書により、申立人が同社において平成 21 年 7 月 21 日から勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述の給与支払明細書並びにA社が提出した賃金台帳及び平成 21 年分所得税源泉徴収簿から、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した平成 21 年度及びその前年度に同社において同資格を取得した者は 9 人確認できるところ、うち 7 人（申立人を含む。）については、雇用保険被保険者資格の取得日が、厚生年金保険被保険者資格の取得日の前月であることが確認できることから、事業主は、申立期間当時、従業員全員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社が提出した「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」によると、申立人に係るそれぞれの被保険者資格の取得日は平成 21 年 8 月 1 日で一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月1日から同年11月1日まで
② 平成2年8月1日から3年4月1日まで

私は、両申立期間においてA社に勤務し、申立期間①はB県C市内で、申立期間②は同県D市内で業務を行っていたが、当該期間の標準報酬月額に係る年金記録と金融機関の取引履歴明細表に記載された給与の振込額とを突合したところ、当該期間の全てについて標準報酬月額が給与振込額よりも低い22万円と記録されている。

申立期間②直後の標準報酬月額は41万円と記録されており、両申立期間においても同額の給与が支給され、これに見合った厚生年金保険料が給与から控除されていたはずである。

申立期間①及び②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出した取引履歴明細表の写しにより、当該期間の給与振込額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、A社は、「貸金台帳等は期限経過のため保管しておらず、申立期間①及び②当時の厚生年金保険料の控除等の状況は不明である。」と回答している上、申立人は、当時の給与明細書を所持していないことから、当該期間における申立人の主張する標準報酬月額（41万円）に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間①において、申立人が一緒に業務を行っていた同僚として姓名を挙げた7人のうち、当該期間においてオンライン記録により、A

社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人（死亡した2人及びC市で業務を行っていなかった1人の計3人を除く。）に照会したところ、4人全員が、「申立期間①においては、C市で業務を行っていたが、当該期間に係る給与明細書を所持していない。」と供述しており、報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、当時の厚生年金保険法では、5月、6月及び7月の3か月に支払われた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分により、その年の10月から翌年の9月までの標準報酬月額を決定（定時決定）する旨定められているところ、A社が提出した申立人に係る平成元年10月の定時決定時の健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書及び厚生年金基金加入員標準給与決定通知書によると、元年5月、同年6月及び同年7月の報酬月額はいずれも「220,230円」と記載されていることが確認できる。この3か月分の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめると、その標準報酬月額は22万円となり、これはオンライン記録と一致する上、企業年金連合会が提出した申立人に係る「中脱記録照会（回答）」に記載されている標準報酬月額とも一致する。

- 2 申立期間②については、申立人が提出した取引履歴明細書の写しにより、当該期間の給与振込額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる上、当該期間のうち平成3年1月から同年3月までの期間については、厚生年金基金加入員標準給与改定通知書により、申立人の主張する標準報酬月額（41万円）に見合う報酬が支給されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、前述のとおり賃金台帳等を保管していない旨回答をしている上、申立人も申立期間②当時の給与明細書を所持していないことから、当該期間における申立人の主張する標準報酬月額（41万円）に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間②において、前述の7人のうち4人（死亡した2人及びD市で業務を行っていなかった1人の計3人を除く。）に照会したところ、4人全員が、「申立期間②においては、D市で業務を行っていたが、当該期間に係る給与明細書を所持していない。」と供述しており、報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、前述の供述をした同僚が姓名を挙げ、かつ被保険者記録が確認できる同僚一人も同様の供述をしている。

- 3 申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正され

ているなどの不自然さは認められず、ほかに、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月1日から46年4月1日まで
② 平成5年9月1日から9年8月27日まで

申立期間①については、私のA事業所（平成5年9月3日にB社として法人設立。現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和45年3月1日とされているが、46年3月31日まで勤務していたと記憶している。

また、申立期間②については、平成5年9月1日にA事業所に再就職し、15年8月31日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録によると、離職日が昭和45年2月28日と記録されており、申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録は無く、申立人の勤務実態が確認できない。

また、C社は、「申立人の申立期間①に係る勤務実態について根拠となる資料が無く、確認することができない。」と回答している。

さらに、申立期間①において健康保険厚生年金保険被保険者原票により、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、事業主による給与からの厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

2 申立期間②のうち平成5年9月13日から6年9月7日までの期間について

ては、A事業所の前に勤務していた事業所の離職（平成5年8月28日付け）に係る雇用保険の求職者給付の基本手当が、申立人に対し支給されていることが確認できる。

一方、申立期間②のうち平成6年9月8日から9年8月27日までの期間については、オンライン記録により、7年3月1日から20年12月15日までのB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、申立人を記憶している同僚は、「私がB社に勤務し始めた頃、申立人は週2日ほど勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は、「昭和48年以降からの当社における全ての厚生年金保険被保険者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を保管しており、当該通知書を全て調べたが、申立期間②において、申立人のものは見当たらない。賃金台帳は平成9年以前のものには保管しておらず、当該期間当時の厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」と回答している。

また、申立期間②において、オンライン記録によりB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況、事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 7 月 31 日まで
私は、A 県 B 市 C 地区（現在は、D 市 E 区 F 地区）に所在していた G 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、G 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、適用事業所名簿により、同社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は同僚の姓名等を記憶していない上、当時の事業主についても姓のみの記憶であり、オンライン記録等から該当者を特定することはできず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述を得ることができない。

さらに、H 商工会議所に照会を行ったが、同商工会議所は、「当商工会議所が保管する昭和 40 年発刊の商工名鑑では、G 社という名称の事業所は確認できない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4833（福岡厚生年金事案 191 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 5 月まで

私は、A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、認められなかった。

今回、当時の同僚の姓名を思い出したので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の当時の勤務場所等に係る証言などから、申立人がA社に勤務していたことを推認できるが、i) 社会保険事務所（当時）の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年9月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではないこと、ii) 同社では、申立人に係る関係資料は保存していないと回答している上、事業主による厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができないことなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき平成20年7月10日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の同僚の姓名を思い出したので、再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、当該同僚は既に死亡していることから供述を得ることはできず、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成9年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

このほかに、福岡委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。